

令和7年2月26日会議提出議案一覧

【即日表決分】

- 議案第52号 令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第8号）（追認）
- 議案第76号 工事請負変更契約の締結について
（鳥羽東中学校大規模改修工事（令和6年度））
- 議案第77号 断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて
- 議案第78号 断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて

【通常分】

- 議案第53号 令和7年度鳥羽市一般会計予算
- 議案第54号 令和7年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第55号 令和7年度鳥羽市介護保険事業特別会計予算
- 議案第56号 令和7年度鳥羽市定期航路事業特別会計予算
- 議案第57号 令和7年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第58号 令和7年度鳥羽市水道事業会計予算
- 議案第59号 令和7年度鳥羽市下水道事業会計予算
- 議案第60号 鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について
- 議案第61号 鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第62号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第63号 鳥羽市職員給与条例の一部改正について
- 議案第64号 鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第65号 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第66号 鳥羽市子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 議案第67号 鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第68号 鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第69号 鳥羽市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第70号 鳥羽市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第71号 鳥羽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第72号 鳥羽市給水条例の一部改正について
- 議案第73号 鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者

の資格基準に関する条例の一部改正について

議案第74号 鳥羽市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定める条例の一部改正について

議案第75号 鳥羽市定期航路運航条例の一部改正について

議案第79号 第4次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について

議案第80号 指定管理者の指定について（寝屋子交流の館）

議案第81号 指定管理者の指定について（答志コミュニティアリーナ）

報告第14号 専決処分した事件の報告について

（自動車損傷事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）

令和7年2月26日会議提出議案概要

【即日表決分】

議案第52号 令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第8号）（追認）

（建設課）

立地適正化計画策定業務について、債務負担行為を設定する。

期 間：令和7年度

限度額：13,266千円

議案第76号 工事請負変更契約の締結について（鳥羽東中学校大規模改修工事（令和6年度））

（教育委員会総務課）

令和6年6月5日会議において可決され、令和6年12月16日会議において変更が可決された工事請負契約について、その内容の一部を変更したく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

<内容>

変更する契約 鳥羽東中学校大規模改修工事（令和6年度）

（契約 令和6年6月5日会議承認）

（変更 令和6年12月16日会議承認）

変 更 理 由 契約金額の減額

・工事内容の最終変更及び諸経費の見直し等

契約金額（変更前） 179,914,900円

↓

（変更後） 179,677,300円

契約の相手先 三重県鳥羽市安楽島町1412番地17

株式会社 亀川組

代表取締役 亀川 稔

議案第77号 断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて

（水道課）

令和6年7月27日午前6時55分頃、鳥羽市堅子町地内の配水管が漏水し、長岡地区において断水及び濁水が発生したことにより損害を与えたため、市がその損害を賠償するにあたり損害賠償の額を定めたく、議会の議決を求めるものである。

<内容>

損害賠償の額 565,192円

相手方



議案第78号 断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて
(水道課)

令和6年7月27日午前6時55分頃、鳥羽市堅子町地内の配水管が漏水し、長岡地区において断水及び濁水が発生したことにより損害を与えたため、市がその損害を賠償するにあたり損害賠償の額を定めたく、議会の議決を求めるものである。

<内容>

損害賠償の額 1,095,728円

相手方



【通常分】

議案第53号 令和7年度鳥羽市一般会計予算

議案第54号 令和7年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計予算

議案第55号 令和7年度鳥羽市介護保険事業特別会計予算

議案第56号 令和7年度鳥羽市定期航路事業特別会計予算

議案第57号 令和7年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計予算

議案第58号 令和7年度鳥羽市水道事業会計予算

議案第59号 令和7年度鳥羽市下水道事業会計予算

(別紙の補正予算の概要を参照)

議案第60号 鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について
(総務課)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行
政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改
正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

<主な内容>

上記法律の一部改正に伴い、下記の条例において引用する条項が繰り下がっ
たことから、当該条項の整理を行う。

- ・鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- ・鳥羽市市税条例
- ・鳥羽市都市計画税条例

◆施行期日 令和7年4月1日

議案第61号 鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鳥羽市職員の育児休業等に関す
る条例の一部改正について

(総務課)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及
び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、仕事と生活
の両立支援の拡充を図るため、所要の改正を行う。

<主な内容>

時間外勤務の制限を請求できる職員が養育する子の要件を、「3歳に満たない
子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に引き上げる。また、仕事と
介護の両立支援制度の周知や意向確認等の規定を設けるほか、勤務環境の整備
に関する措置を明記し、介護による離職の防止を図る。その他一部の文言整理
を行う。

◆施行期日 令和7年4月1日

※新たに対象となる子を養育する職員については、施行日前
においても請求できる経過措置を設ける。

議案第62号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(教育委員会総務課、学校教育課)

教育長不在期間における教育長職務代理者の報酬を新たに定めるほか、県内
各市の状況を勘案し、学校薬剤師の報酬額を改定する。

<主な内容>

○教育長不在期間の教育長職務代理者 月額 144,000円
(※参考 教育委員会委員 月額 50,000円)

○学校薬剤師 改正前 78,000円 → 改正後 157,000円

◆施行期日 公布の日

- ・教育長職務代理者の規定は令和7年1月1日から適用
- ・学校薬剤師の規定は令和7年4月1日から施行

議案第63号 鳥羽市職員給与条例の一部改正について

(総務課)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、給料、扶養手当及び地域手当等の諸手当について、所要の改正を行う。

<主な内容>

【諸手当の主な改定内容】

○扶養手当（第19条から第28条まで及び附則第4条）

- ・子の扶養手当額の拡充（10,000円→13,000円）
- ・配偶者の扶養手当額の廃止（現行6,500円）

※令和7年度は経過措置あり（子 11,500円、配偶者 3,000円）

○地域手当（第29条、附則第5条）

級地区分、支給率及び支給地域の見直し（鳥羽市も支給対象地域となる。）

※令和9年度までの経過措置あり

なお、条例では、下記の級地区分及び支給率を改正する。

1級地	100分の20	改正なし
2級地	100分の16	改正なし
3級地	100分の15	→ 100分の12
4級地	100分の12	→ 100分の8
5級地	100分の10	→ 100分の4
6級地	100分の6	削除
7級地	100分の3	削除

○管理職特別勤務手当（第37条の3）

週休日等以外の日（平日）における対象となる時間帯を改正

改正前 午前0時から午前5時までの間



改正後 午後10時から翌日の午前5時までの間

○期末手当及び勤勉手当（第43条、第44条）

6月及び12月の支給率を平準化する。

●定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	改正前			改正後		
	期末手当	勤勉手当	合計	期末手当	勤勉手当	合計
6月支給分	1.225	1.025	2.25	1.25	1.05	2.30
特定幹事職員	1.025	1.225	2.25	1.05	1.25	2.30
12月支給分	1.275	1.075	2.35	1.25	1.05	2.30
特定幹事職員	1.075	1.275	2.35	1.05	1.25	2.30
参考（計）	2.50	2.10	4.60	2.50	2.10	4.60
特定幹事職員	2.10	2.50	4.60	2.10	2.50	4.60

●定年前再任用短時間勤務職員

	改正前			改正後		
	期末手当	勤勉手当	合計	期末手当	勤勉手当	合計
6月支給分	0.6875	0.4875	1.175	0.70	0.50	1.20
特定幹事職員	0.5875	0.5875	1.175	0.60	0.60	1.20
12月支給分	0.7125	0.5125	1.225	0.70	0.50	1.20
特定幹事職員	0.6125	0.6125	1.225	0.60	0.60	1.20
参考（計）	1.400	1.000	2.40	1.40	1.00	2.40
特定幹事職員	1.200	1.200	2.40	1.20	1.20	2.40

○再任用職員に支給する手当の拡大（第44条の2、附則第11条）

再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員）に支給できる
手当の拡大（住居手当、地域手当、特勤勤務手当）

【条項の整理を行う条例】

○地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（附則第10条）

○鳥羽市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（附則第12条）

◆施行期日 令和7年4月1日

議案第64号 鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(総務課)

人事院勧告に基づき会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当を引き上げる
改定を行う。

<主な内容>

○期末手当及び勤勉手当の支給率改正

	改 正 前			改 正 後		
	期末手当	勤勉手当	合計	期末手当	勤勉手当	合計
6月支給分	1.225	0.4875	1.7125	1.25	0.50	1.75
12月支給分	1.225	0.4875	1.7125	1.25	0.50	1.75
参考(計)	2.45	0.975	3.425	2.50	1.00	3.50

◆施行期日 令和7年4月1日

議案第65号 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(総務課)

統一的な取扱いとされているJETプログラム参加者の報酬等について、昨
今の民間の平均給与や地方公務員の給与等の動向等を踏まえ見直されたことか
ら、所要の改正を行う。

<主な内容>

○報酬額の上限を改正

改正前 年額396万円 → 改正後 年額432万円

◆施行期日 令和7年4月1日

議案第66号 鳥羽市子ども・子育て会議条例の一部改正について
(健康福祉課)

こども基本法に規定するこども施策を推進するため、鳥羽市子ども・子育て
会議の所掌事務等を見直したく、所要の改正を行う。

<主な内容>

○鳥羽市子ども・子育て会議の設置目的に、こども基本法の規定を加える。

○「鳥羽市子ども・子育て支援事業計画」を「鳥羽市こども計画」に改める。

○「子ども子育て支援」を「こども施策」とする文言の整理

◆施行期日 令和7年4月1日

議案第67号 鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

(健康福祉課)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援
施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援に係る連携施設等
について、所要の改正を行う。

<主な内容>

- 保育内容支援に係る連携施設の見直し（第42条第2項、第3項）
- 代替保育に係る連携施設の見直し（第42条第4項、第5項）
- 連携施設経過措置の延長（附則第4条）

◆施行期日 令和7年4月1日

議案第68号 鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に
ついて

(健康福祉課)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容
支援に係る連携施設等について、所要の改正を行う。

<主な内容>

- 保育内容支援に係る連携施設の見直し（第6条第2項、第3項）
- 代替保育に係る連携施設の見直し（第6条第4項、第5項）
- 栄養士法の改正に伴う文言の整理【管理栄養士の追加】（第16条第1項）
- 連携施設経過措置の延長（附則第3条）

◆施行期日 令和7年4月1日

議案第69号 鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(健康福祉課)

河内老人憩の家及び国崎老人憩の家を廃止したく、所要の改正を行う。

<主な内容>

- 別表から河内老人憩の家及び国崎老人憩の家を削る。

◆施行期日 公布の日

議案第 70 号 鳥羽市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(環境課)

鳥羽市菅島一般廃棄物最終処分場の供用廃止に伴い、所要の改正を行う。

<主な内容>

○第 3 条の表から鳥羽市菅島一般廃棄物最終処分場の項を削る。

◆施行期日 公布の日

議案第 71 号 鳥羽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
(消防本部)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、消防団員に係る退職報償金の勤務年数区分について、所要の改正を行う。

<主な内容>

○別表の退職報償金支給額金を改め、新たに「勤続年数 35 年以上」の区分を追加する。

◆施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

議案第 72 号 鳥羽市給水条例の一部改正について
(水道課)

給水の原則における常時給水が免責される要件について、判例等を踏まえた要件に見直すため、所要の改正を行う。

<主な内容>

○第 14 条に規定する給水の原則が免責される要件のうち、「非常災害、水道施設の損傷」を、「災害その他やむを得ない場合」に改める。

◆施行期日 公布の日

議案第 73 号 鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
(水道課)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、所要の改正を行う。

<主な内容>

- 布設工事監督者の資格要件見直し（第3条）
- 水道技術管理者の資格要件見直し（第4条）

◆施行期日 令和7年4月1日

議案第74号 鳥羽市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定める条例の一部改正について

（水道課）

下水道法第2条第3号ロに該当する公共下水道の事業認可を新たに受けるため、所要の改正を行う。

<主な内容>

- 雨水公共下水道の事業認可を受けるため、雨水公共下水道の規定を追加する。

◆施行期日 公布の日

議案第75号 鳥羽市定期航路運航条例の一部改正について

（定期船課）

乗船券における年齢区分の定義等を見直すほか、中之郷乗り場廃止に伴う旅客運賃及び割引料金の表及び荷物運賃の表について、所要の改正を行う。

<主な内容>

○別表第1 旅客運賃及び割引料金の改正

- ・「鳥羽（中之郷）（佐田浜）」を「鳥羽」に改める。
- ・年齢区分の定義を明確に規定する。
- ・特別乗船券の対象となる身体障害者、知的障害者及び精神障害者について、対象となる要件や乗船券ごとの適用要件を明確に規定する。

○別表第2 荷物運賃の改正

- ・坂手～鳥羽（経由）～答志便の規定を削る。

◆施行期日 公布の日

議案第79号 第4次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について

（健康福祉課）

本市の福祉施策について、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第4次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定したく、鳥羽市議会基本条例第9条の規定により、議会の議決を求める。

議案第 80 号 指定管理者の指定について（寝屋子交流の館）

（生涯学習課）

寝屋子交流の館について、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、指定管理者に指定したく、議会の議決を求める。

○指定管理者：鳥羽市答志町 6 6 番地

答志町内会

会長 西川 豊幸

○指定の期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

議案第 81 号 指定管理者の指定について（答志コミュニティアリーナ）

（生涯学習課）

答志コミュニティアリーナについて、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、指定管理者に指定したく、議会の議決を求める。

○指定管理者：鳥羽市答志町 9 4 3 番地

島の旅社推進協議会

会長 濱口 一利

○指定の期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

報告第 14 号 専決処分した事件の報告について（自動車損傷事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）

（税務課）

令和 6 年 12 月 24 日午後 3 時 58 分頃、大明東町の鳥羽市立図書館東側駐車場内において、車両の方向転換を試みた際、後方に駐車している相手方車両の左前方部に衝突し損傷させた事故に関する和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

<内容>

損害賠償の額 493,133 円

相手方